

みらい教甲第 6 5 5 号
平成 2 8 年 1 1 月 1 1 日

つくばみらい市立学校給食センター運営委員会委員長 様

つくばみらい市教育委員会
教育長 石塚 眞典

新設学校給食センターにおける業務の委託について（諮問）

つくばみらい市立学校給食センター条例（平成 1 8 年条例第 1 1 5 号）第 5 条に基づき、下記事項について諮問します。

記

1. 諮問事項

新設学校給食センターにおける業務の委託について

2. 諮問理由

本市では、市内の全公立小・中学校の給食について、伊奈学校給食センター及び谷和原学校給食センターにおいて調理・提供しております。

つくばエクスプレスの開業により、みらい平地区を中心に人口が急増しており、それに伴い児童生徒数も年々増加し、平成 30 年度には両給食センターの調理能力を超過することが確実視されています。また、いずれの施設も老朽化が激しいことから、新たな場所に一つに集約した新給食センターを建設することとなりました。

新給食センターにおいては、特別食調理室を設けアレルギー対応食の提供を開始する予定であり、アレルギーに対する専門的知識を有する調理員の確保が必須となります。

また、現在、調理員は市が直接雇用しておりますが、両給食センターともその辞職が頻発し、補充が間に合わず慢性的な人員不足に悩まされている状態です。

そのような、複雑化する調理業務への対応、人員の不足などを解消し、安心で安定した学校給食が提供できるよう、民間の能力を活用した業務の委託をすべきかどうかの方針について、つくばみらい市立学校給食センター条例に基づき、つくばみらい市立学校給食センター運営委員会に意見を求めます。